

## ○住民投票条例に関する検討資料【重要項目①住民投票に付することができる事項】

住民投票は、最終的な住民の意思を確認する手段として実施されることが想定されており、また、実施には相当の負担が生じることから、対象事項は市政運営上の重要事項に限定されています。

また、市政運営上の重要事項に該当する事項であっても、法令等との兼ね合いにより住民投票になじまないと考えられる事項もあることから、適用が除外される事項が規定されています。

### 1 市政運営上の重要事項とは

比較を行った7市町（以下「各市町」）では、以下のように「市(町)政運営上の重要事項」を規定しています。

<p>市(町)が行う事務のうち、市民(町民)に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市(町)及び市民(町民)全体に直接利害関係を有するもの。</p>	<p>現在又は将来の市民に重大な影響を与え又は与える可能性のある事項であって、住民、議会、市長等の間に重大な意見の相違が認められる状況などにより、市民に直接その賛否を問う必要があるもの。</p>
<p>坂戸市、富士見市、鳩山町、美里町、桐生市</p>	<p>八潮市、川崎市</p>

#### ・市政（町）運営上の重要事項の規定内容の整理

- ・市(町)が行う事務であること(5市町)
- ・市(町)及び市民(町民)全体に直接利害関係を有するもの(5市町)
- ・住民に重大な影響を与える又は与える可能性がある事項(2市町)
- ・住民、議会、市町の間で重大な意見の相違が認められる状況である(2市町)

+

市民(町民)に直接その賛否を問う必要がある(認められる)もの(7市町)

2 重要事項から除外される事項

各市町の条例において、市（町）政運営上の重要事項に該当しても、住民投票に付することができない事項を規定しています。

各市町の条例における規定は、以下のとおりです。

規定されている内容	坂戸市	富士見市	八潮市	鳩山町	美里町	川崎市	桐生市
①法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項	○	○	○	○	○	○	○
②専ら特定の市民又は地域のみに関係する事項	○	○		○	○	○	○
③住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利又は利益を不当に侵害する恐れのある事項（②と関連あり）			○			○	
④市（町）の組織、人事及び財務に関する事項	○	○		○	○		
⑤地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項	○		○			○	
⑥市（町）の権限に属さない事項		○		○	○		○
⑦住民投票に付することが適当でないと認められる事項	○	○	○	○	○	○	○

\* 富士見市、鳩山町及び美里町の条例では、法令の規定に基づいて請求することができる「条例の制定又は改廃に係る事項」については、地方自治法に基づく請求を行った上で、その結果に不服がある場合のみ、住民投票の請求をすることができることとされています。

\* 川崎市の条例では、「既に住民投票に付された事項」及び「議会若しくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項」は、改めて市民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情があると認められるものでなければ住民投票に付することができないことが規定されています。

## ○住民投票条例に関する検討資料【重要項目②投票資格者】

住民投票の投票権を有する者を「投票資格者」として規定し、その範囲を定めるものです。

各市町では、投票資格者の範囲を「議会議員及び長の選挙権を持つ者」に限定している市町がある一方、20歳未満の者や外国人に投票を認めるなど、公職選挙法に規定される有権者よりも広い範囲で規定している例が見られます。

また、国籍や年齢等の要件を満たしている者であっても、公職選挙法等の関連法令において選挙権を有しない者として規定されている事項に該当する者を、住民投票でも投票権を有しない者として規定しているところもあります。

各市町の条例では、投票資格者の要件を以下のとおり規定しています。

国籍 年齢	日本国籍 (4市)	日本国籍の者及び外国籍の者 (1市2町)
20歳以上 (4市)	坂戸市、富士見市 八潮市、桐生市	
18歳以上 (1市2町)		鳩山町、美里町 川崎市

- \* 各市町ともに、上記の要件の他に同市町に引き続き3月以上住所を有する必要があります。
- \* 外国籍の者について、鳩山町及び美里町の条例では、特別永住者及び永住者、川崎市の条例では在留資格者と規定されています。(出入国管理及び難民認定法等に基づく者)
- \* 川崎市の条例における外国人は、日本で住民票が作成された日から、引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されていることも必要です。

## ○住民投票条例に関する検討資料【重要項目③請求資格者及び④請求の要件】

住民投票の請求権を有する者、請求に必要な署名数等を定めるものです。

### 1 請求(発議)できる者に関する規定一覧

各市町のうち、5市町の条例において、市(町)民の他、議会や長が住民投票を請求・発議することができることとして  
います。

市町名 規定内容	坂戸市	富士見市	八潮市	鳩山町	美里町	川崎市	桐生市
市(町)民	○	○	○	○	○	○	○
議会		○	○	○	○	○	
市(町)長		○	○	○	○	○	

### 2 請求できる市(町)民に関する規定

比較を行った7市町では、住民投票を請求できる市(町)民を以下のとおり規定しています。

- (1) 市の議会議員及び長の選挙権を有する者 . . . 坂戸市、八潮市、桐生市
- (2) 公職選挙法第19条に規定する選挙人名簿の登録が行われた日において当該選挙人名簿に登録された者  
. . . 富士見市、鳩山町、美里町
- (3) 市内に住所を有する18歳以上の日本国籍を有する者及び在留資格を持った外国人 . . . 川崎市

\* 坂戸市、八潮市、川崎市、桐生市では、「投票資格者」＝「請求できる者」となっています。

### 3 市民請求に必要な署名数

各市町における規定内容は下表のとおりです。

市町名 必要署名*	坂戸市	富士見市	八潮市	鳩山町	美里町	川崎市	桐生市
1/3以上				○	○		
1/4以上			○				
1/5以上		○					
1/6以上	○						○
1/10以上						○	
人口	100,990	106,130	84,084	14,995	11,715	1,439,048	122,262

\* 必要署名は、投票資格者の総数に対する割合です。

### 4 議会における住民投票の請求の要件

各市町の条例うち、議会の住民投票の請求が規定されているのは5市町です。

5市町の条例では、議会から長に対して請求を行う際には、議員定数の一定割合以上の者の賛成を得て提案され、かつ、過半数の賛成による議決が必要となっています。

#### ・提案に必要な議員数

議員定数の1/3以上	議員定数の1/12以上	規定なし（議決のみ）	議員請求なし
富士見市、鳩山町、美里町	川崎市	八潮市	坂戸市、桐生市

\* 通常の議会議員の議案提出に必要な賛成の議員数は、議員定数の12分の1以上です。

（地方自治法第112条第2項）

○住民投票条例に関する検討資料【重要項目⑤市民投票の成立要件】

住民投票は、市民の意思を確認する最終的な手段であり、長及び議会には投票結果を尊重する義務が生じることから、その結果には、市民の総意と認められるだけの量的な納得性が必要となります。このようなことから、各市町のほとんどの条例では、投票率に基準を設け、基準以下の場合には、その住民投票を不成立とすることを明記しています。

また、不成立となった場合に開票作業を行わない旨の規定をしている市町もあります。

成立要件 不成立の開票作業	投票率 1 / 2 以上 ( 5 市町 )	投票率 1 / 3 以上 ( 1 市 )	規定なし ( 1 市 )
開票しない ( 4 市町 )	八潮市、鳩山町、 桐生市	富士見市	
開票する ( 1 町 )	美里町		
規定なし ( 2 市 )	坂戸市		川崎市

○住民投票条例に関する検討資料【重要項目⑥投票結果の尊重】

市民投票の結果を誰がどのように取り扱うのかを定めるものです。

各市町のうち6市町の条例で規定があり、市（町）民、長及び議長の3者に尊重義務があるとした条例と長及び議会の2者に尊重義務があるとした条例に分けられます。

市町名 尊重義務者	坂戸市	富士見市	八潮市	鳩山町	美里町	川崎市	桐生市	備考
市（町）民	○			○			○	3市町
議会	○	○		○	○	○	○	6市町
市（町）長	○	○		○	○	○	○	6市町

規定無し

○住民投票条例に関する検討資料【重要項目⑦同一時案の再請求を制限する期間】

住民投票条例に基づく住民投票の請求手続きが開始されている場合や実際に投票が実施された時に、その事案と同じ事項（同じと認められるものも含む。）については、一定の期間、住民投票の請求及び発議の制限をかける規定です。

各市町では、以下のように「住民投票の請求及び発議の制限」を規定しています。

1 市民投票が実施された同一事項の制限 (投票結果の告示から2年間)	2 請求・発議に係る手続きが開始されている同一事項の制限 (請求手続きが開始された日から投票結果の告示の日まで)
坂戸市、富士見市、八潮市、鳩山町、美里町、桐生市	川崎市

1 住民投票が実施された場合には、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について、住民請求等を行うことができない。

・・・・・・・・・・5市町（坂戸市、富士見市、八潮市、鳩山町、美里町、桐生市）

2 既に住民投票の発議に係る手続きが開始されている場合においては、その手続き中、何人もその住民投票に付されている事項と実質的に同一と認められる事項について、住民投票を発議することはできない。

・・・・・・・・・・1市（川崎市）